

保育士就労に関する同意書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

船橋市保育所等利用調整基準における調整点表のうち、「保護者が保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所（小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は市長が認める保育施設（認証保育所及び企業主導型保育事業所）で月20日以上かつ実労働時間数で1日6時間以上（+6加点）あるいは月64時間以上（+3加点）勤務する場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）」に該当するときは、次の内容をよくお読みいただき、各項目のチェック並びに下段部分へのご署名をお願いします。

1	この調整点は保育士資格を有している保護者に対して適用されます。	<input type="checkbox"/>
2	保育士資格の確認のために、通常の就労証明書の他に、船橋市が定めた日までに保育士証の写しを提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
3	就労証明書に記載される勤務場所が、船橋市内の認可保育園・認定こども園・小規模保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所に限ります。	<input type="checkbox"/>
4	3に記載した施設で「保育士」として勤務する必要があります。保育士以外での勤務は適用外です。	<input type="checkbox"/>
5	児童が在籍する間は、3に記載した施設に継続して勤務していただきます。	<input type="checkbox"/>
6	児童が在籍する間に、3に記載した施設における保育士としての勤務時間の変更により、入所時の調整点に変更が生じる場合は、勤務時間変更日から直近の利用調整会議にて、その時点での保育を必要とする度合いに応じた内容により再調整を行います。再調整の結果として利用不可になった場合は、退園していただきます。	<input type="checkbox"/>
7	児童が在籍する間に、3に記載した施設における保育士としての職を辞する場合は、退職日から直近の利用調整会議にて、その時点での保育を必要とする度合いに応じた内容により再調整を行います。再調整の結果として利用不可になった場合は、退園していただきます。	<input type="checkbox"/>
8	この調整点は保育所等変更（転園）の際には適用されません。	<input type="checkbox"/>

私は、船橋市保育所等利用申込を行うにあたり、上記事項について同意しました。

申込者	保護者の住所	
	保護者の氏名	
	電話番号	

第一希望施設名

児童の氏名

児童の生年月日 平成 年 月 日